

# 地域協働推進事業について (概要版)

平成25年5月  
国土交通省

# 地域協働推進事業費補助金の創設について

平成25年度予算において、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費について、一定の要件の下で支援することができる「地域協働推進事業費補助金」を創設する。(地域公共交通確保維持改善事業の一環)

## 趣 旨

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取組みを推進する必要。

→特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

## 地域協働推進事業

地域ぐるみ(行政、事業者、住民、地元商店街等)による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取組みの継続的実施

## 地域協働推進事業費補助金の概要

### ◇補助要件:

- ① 事業の実施に関する事項を記載した計画(地域協働推進事業計画)が、国から認定を受けていること  
※事業の実施について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」に位置づけること等が必要。
- ② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、地域公共交通確保維持改善事業を活用した地域公共交通の確保に向けた取組が行われていること。

### ◇補助対象経費:

公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費(次ページ参照)

### ◇補助率:1／2

### ◇実施期間:最大2年間

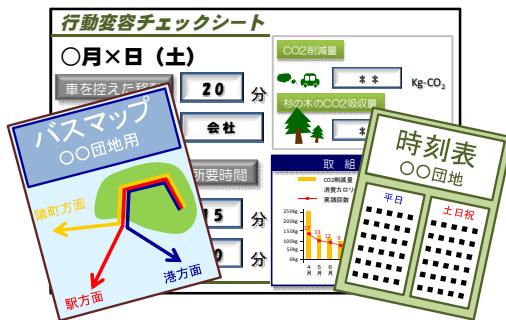
### ◇補助対象事業者:法定協議会(※) ※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会をいう。

# 地域協働推進事業費補助金の支援対象

地域協働推進事業費補助金の補助対象イメージは以下の通り。  
(複数事業を組み合わせて実施することも可能。)

## 補助対象事業のイメージ

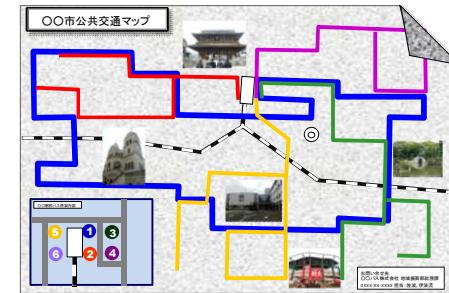
【】内は関係者のイメージ



### ①モビリティマネジメント実施 【自治体・交通事業者・住民・学校等】



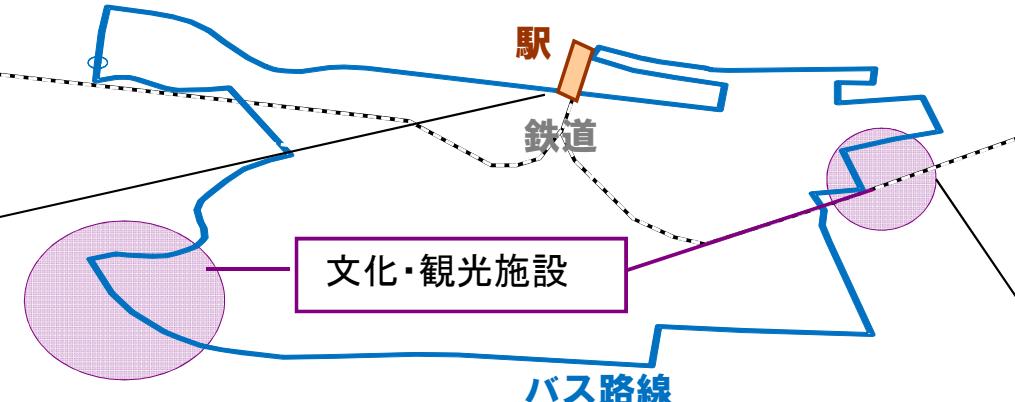
## ②地域ワークショップ開催 【自治体・交通事業者・住民等】



### ③公共交通マップの作成 【交通事業者・自治体等】



#### ④乗換情報の提供【交通事業者等】



#### ⑤企画切符の発行【交通事業者等】

※1 モビリティマネジメント：過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み（広報や情報提供による啓発活動等）

※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。

# 幹線バス交通等に対する支援の拡充

地域協働推進事業を実施する幹線バス交通等の系統について、**地域協働推進事業計画**について国から認定を受けることを前提とし、一定の要件の下、補助要件の緩和等を実施。

## 地域間幹線系統

### (1)輸送量要件の緩和

補助対象期間における1日当たりの輸送量が15人を下回ると見込まれる場合であっても、地域協働推進事業を実施する系統が、以下のいずれかの要件に該当する場合には補助対象とする特例措置を設ける。

(ア)直近の5年間において1日当たり輸送量が15人以上の年があった系統

(イ)直近の5年間の1日当たりの輸送量の伸び率を踏まえると、地域協働推進事業の実施により3年以内(補助対象期間3ヶ年目まで)に1日当たり輸送量が15人以上となることが推定される系統

### (2)競合カット・密度カットの緩和

補助対象期間における1日あたり輸送量が15人～150人と見込まれる系統で、競合カット及び密度カットが行われている場合であっても、地域協働推進事業を実施する系統は、競合カット及び密度カットについて、算式によりカット(減額)された額の1/2を補助対象経費とする

(結果、補助率が1/2であることから、当該内定補助額はカット対象額の1/4となる。)。

(注)ただし、競合区間が80%を超える系統については、引き続き競合カットの適用対象とする。

## 地域内フィーダー系統

○地域内フィーダー系統確保維持事業について、国庫補助金(地域公共交通確保維持事業費補助金)を受けていない既存系統に関し、「新たに運行を開始するもの」に該当するものとみなす。